

◇障害児福祉手当の支給の対象となる障がいの程度

1	両眼の視力の和が0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	1~7に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が1~7と同程度以上と認められる場状態であって、日常生活で常時介護を要するもの
9	精神障害であって、1~8と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が1~9と同程度以上と認められる程度のもの